

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 六七
- 道路の供用を開始する件 六七
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 六七

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件 六八
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 六九
- 地域森林計画の案を定めた件 六九
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 六九
- 一般競争入札を行う件二件 七〇
- 福島県教育委員会教育長 六四
- 公金の収納の事務を委託した件 六四
- 福島県人事委員会 六四
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 六四

告 示

福島県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八條第一項の規定により、会津北部土地改良区が会津北部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 縦覧の期間

平成二十八年十一月二十一日から
同 年十二月十二日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所

喜多方市役所、北塩原村役場、会津坂下町役場及び湯川村役場

（農村計画課）

福島県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一五号	耶麻郡猪苗代町大字堅田字五百苅 二六番地先から 同 郡同 町大字堅田字五百苅 五番地先まで	平成二八年二月一日

（道路計画課）

福島県告示第七百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画緑地事業 五号 釣師防災緑地
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年三月二十二日
- 四 事業施行期間 平成二十五年三月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 平成二十五年三月二十二日福島県告示第二百十四号の事業地のうち、相馬郡新地町谷地小屋字北畑及び字浜畑の各一部の区域並びに小川字浜田の一部の区域内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十五年三月二十二日福島県告示第二百十四号の事業地のうち、相馬郡新地町谷地小屋字北畑及び字浜畑の各一部の区域並びに小川字浜田の一部の区域内において事業地を変更する。

公 告

(まぢじくり推進課)

公告第288号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県自治体情報セキュリティクラウド構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年11月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県自治体情報セキュリティクラウド構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年10月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
291,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(情報政策課)

公告第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
柳津町土地改良区

退任した役員
岩淵 氏名

住所
河沼郡柳津町大字小椿字家ノ前乙六四二番地

理事 岩淵 一人

（農村計画課）

公告第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
会津地域森林計画書案

二 縦覧の期間
平成二十八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

公告第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第294号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年11月18日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の件名及び数量 流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 県中浄化センター（福島県郡山市日和田町高倉字追越89番地）、大滝根水環境センター（福島県田村市船引町春山字赤間田154番地の3）ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。

オ 平成24年4月1日以降に次に掲げる全ての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。

(7) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

(ウ) 1日当たり汚水142,800立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所（イ）に掲げる者にあつては、大滝根水環境センターを除く。）に配置できる者であること。なお、(7)の総括責任者は、(ウ)、(イ)及び(イ)に掲げる者を兼務することができるものとし、(ウ)に掲げる者は外部に委託してもよいこととする。

(7) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）である者）

(イ) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）

(イ) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の物品名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）

(ウ) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）

(イ) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）

(ウ) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転の業務に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定

- する特別の教育を受けた者)
- (ク) 安全管理者（労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
 - (ケ) 衛生管理者（労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
 - (コ) 産業医（労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
 - (ク) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）（常時10人以上50人未満の労働者を使用する場合に限る。）
 - (ケ) 防火管理者（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号に規定する者）
 - (コ) 特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習又は労働安全法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に規定する特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者）
 - (セ) 大型自動車免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条に規定する大型免許）を有する者
- キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 構成員は、2者又は3者であること。
 - イ 自主結成であること。
 - ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
 - エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
 - オ 共同企業体の構成員の全てが(1)のアからエまでに掲げる条件を全て満足している者であること。
 - カ 共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ（(7)に掲げる者に係るものに限る。）に掲げる条件を満足している者であること。
 - キ 共同企業体の構成員により(1)のカ（(7)に掲げる者に係るものを除く。）に掲げる条件を満足している者を全て配置できること。
 - ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のエからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年12月15日（木）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
福島県中流域下水道建設事務所総務課
電話番号024-958-3861
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において平成28年11月18日（金）から同年12月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、業務要求水準書、一般仕様書等を配布する。
- (1) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- 6 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所
- 入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。
- (1) 配達指定期日 平成29年1月4日（水）※午後5時15分までに到達すること。
 - (2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。
- 7 開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年1月20日（金）午前10時
 - (2) 場所 福島県中流域下水道建設事務所会議室（福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地）

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者であり、当該業務に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 1,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 落札候補者について、流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務委託総合評価委員からの意見聴取等の後、落札者とする。

12 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The maintenance and management of the Kenchu Jyouka Center and the Ohtakine Mizu Kankyoku Center, Regional Sewerage System 1set
- (2) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 4 January 2017
- (3) Contact point for the notice : The Ken-chu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, 5 Yamanoi, Hiwada, Koriyama-shi, Fukushima 963-0534 Japan TEL024-958-3861

(総務課)

公告第295号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年11月18日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 電子式個人線量計 2,254台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月31日(金)
- (4) 納入場所 広野町役場ほか計21か所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年12月7日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成28年11月18日(金)から同年12月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年11月25日(金)午後3時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年1月6日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年1月5日(木)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Personal electronic dosimeter 2,254
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 6 January 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 5 January 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十八年十一月一日次のとおり委託した。

平成二十八年十一月十八日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立福島明成高等学校、福島県立安達東高等学校、福島県立岩瀬農業高等学校、福島県立白河実業高等学校、福島県立修明高等学校、福島県立小野高等学校、福島県立耶麻農業高等学校、福島県立会津農林高等学校、福島県立いわき海星高等学校、福島県立磐城農業高等学校及び福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会

2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一

三 収納の事務を委託する期間

平成二十八年十一月一日から同月三十日まで

(財務課)

福島県人事委員会

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月十八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第四十号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第四の五の表中 「二本松市岩代学校給食センター」を「二本松市東部学校給食センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十八年十一月一日から適用する。

(採用給与課)

